

(様式第2号)

会 議 録

令和6年6月19日作成

会 議 の 名 称	令和6年度第1回島本町社会教育委員会議		
会 議 の 開 催 日 時	令 和 6 年 6 月 1 7 日 (月) 午前10時00分～ 午前11時00分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 3階 委員会室		
公 開 の 可 否	可	傍 聴 者 数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 者	委 員	大野議長、辻副議長、松原委員、小林委員、藪田委員、亀山委員	
	事 務 局	横山教育長、岡本教育こども部部長、安藤教育こども部次長、坂元生涯学習課長、住屋生涯学習課参事兼図書館長、小林生涯学習課主査	
会 議 の 議 題	1 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について 2 令和6年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について 3 その他		
決 定 事 項 等	別紙のとおり		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		
配布資料	【会議資料】 1 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項 2 令和6年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金申請書(6団体)等		

【会議録】

令和6年度第1回島本町社会教育委員会議

- 教育長あいさつ
- 自己紹介
- 議長・副議長の選出（大野議長、辻副議長を選出）
- 会議録委員の選出（松原委員を選出）
- 傍聴者確認（傍聴希望者2名を傍聴者として許可）

【議 題】

(1) 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について

事務局： 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について、説明。[資料1](#)

委員： 生涯学習関係団体について、現在何団体登録されているか。

事務局： 令和5年度末時点で51団体、令和6年5月時点で46団体登録されている。年度途中で申請される団体もあるため、登録数としては横這いになるものである。

議長： 本件について、承った。

(2) 令和6年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について

事務局： 令和6年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について、説明。[資料2](#)

委員： 申請の締切についてお伺いしたい。

事務局： 申請の締切については、日付の定めはない。概ね5月中旬頃を締め切りに各団体より申請いただき、申請された内容を当会議にて諮る流れとなっている。

事務局： 5月中旬頃を締切に申請いただくが、その後に改めて申請があった場合は、都度会議を開催することとなる。

委員： 団体の総会開催日程の都合上、締切日に間に合わない場合がある。締切日に明確な定めがないのであれば、配慮いただくようお願いしたい。

事務局： 今後、各団体の実態に合わせて配慮していく。

委員： 先ほどの説明であれば、申請は随時受け付けるという認識で良いか。

事務局： 問題ない。各団体が事業を実施するにあたり、できる限り早い段階で交付をする必要があると考え、申請時期の設定を行っている。随時申請は可能だが、申請の時期を逸してしまうと交付時期が遅くなってしまうため、各団体にてよく吟味いただきたい。

委員： 理解した。

議長： では、団体個別の審議を行う。

審議は1団体毎に行う。審議の公平性・透明性を担保するため、各団体より選出されている委員は、一時退室願う。退室・入室の指示は議長より行う。

島本町文化協会の申請について、審議する。

事業名は「文化のつどい」である。

島本町文化協会の申請について、異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： 島本町PTA連絡協議会の審議に先立ち、当該団体より選出の委員は、一時退室願う。

委員1名、退室。

議長： 島本町PTA連絡協議会の申請について、審議する。

議長： 島本町PTA連絡協議会の申請について、異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： 当該団体より選出の委員に、入室いただく。

委員1名、入室。

議長： 島本音楽協会の審議に先立ち、当該団体より選出の委員は、一時退室願う。

委員1名、退室。

議長： 島本音楽協会の申請について、審議する。

島本音楽協会の申請について、異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： 当該団体より選出の委員に、入室いただく。

委員 1 名、入室。

議長： 島本町少年野球協議会の申請について、審議する。

島本町少年野球協議会の申請について、異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： ボーイスカウト島本第 1 団の申請について、審議する。

ボーイスカウト島本第 1 団の申請について、異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： ガールスカウト大阪府第 9 0 団の申請について、審議する。

ガールスカウト大阪府第 9 0 団の申請について、異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： 本件について、承った。

(3) その他

事務局： 特になし。

議長： 本件について、承った。

以上をもって閉会とする。

以上

令和6年度第1回島本町社会教育委員会議

令和6年6月17日（月）午前10時から
役場3階 委員会室

- 1 教育長挨拶
- 2 自己紹介
- 3 議長・副議長の決定
- 4 会議録委員の決定
- 5 傍聴者の確認
- 6 議案
 - (1) 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について
 - (2) 令和6年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について
 - (3) その他

令和 6 年 度

教育・保育重点目標及び関係機関 に対する指示事項

島本町教育委員会

目 次

はじめに	1
I 知・徳・体の調和と生きる力の育成	3
【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進	3
【2】確かな学力の育成	4
【3】英語教育の推進	6
【4】豊かな人間性の育成	7
【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進	9
【6】保幼小連携の推進	11
【7】支援教育・保育の充実	12
II 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	13
【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進	13
【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	14
【3】教職員の資質向上とサービスの徹底	16
【4】快適な教育・保育環境の整備	18
III 社会教育と生涯学習の推進	19
【1】青少年健全育成の推進	19
【2】文化財保護の推進	20
【3】生涯学習活動の推進	21
【4】図書館サービスの推進	22
【5】スポーツ活動の推進	23

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）により、地方における教育行政を実施していく上で、教育委員会の責任体制の明確化や首長との連携の強化が今まで以上に求められることとなって、5年以上が経過した。

本町においても、平成27年度に「総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会の密なる連携の下で目指すべき町の教育目標として、以下の5点を基本とする「島本町教育大綱」（平成28年1月12日）を策定し、この大綱に沿って教育行政のより一層の充実を図ってきた。

○生きる力があふれる島本っ子を育みます

恵まれた自然環境の中で、多くのことを学びながら夢や志を持ち、力強く生きる力を育みます。また、人のあらゆる活動の源になる体力を幼児期からしっかりと身に付けられるよう、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

○豊かな人間性と確かな学力を培います

人を尊重する気持ちや生命、自然を大切に思う豊かな情操を培い、自らを律し、人を思いやる心を育てます。また、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を育み、学習意欲や学習習慣を培います。

○ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます

地域の歴史や文化に親しむことなどを通して、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。また、地域や家庭の中で育まれる自己を認識し、未来へ、世界へはばたく力を育みます。

○学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします

生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる環境と機会の充実に取り組み、一人ひとりの生きがいを応援します。また、それぞれの学習の成果を地域や社会に生かすことのできるまちをめざします。

○島本町教育・保育に係る重点目標を推進します

「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」、「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」、「快適な教育・保育環境の整備」など、重点目標を着実に推進します。

また、大阪府においても「第2次大阪府教育振興基本計画前期事業計画」（令和5年度から5年間）が策定されており、本町の教育の推進に当たっても島本町教育大綱と調和した計画的で継続した取組が必要となっている。さらに、みづまろキッズプラン3か年計画における「みづまろキッズカリキュラム」を基に、幼児教育・保育の「遊びや生活を通した学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぎ、幼児期から一貫した学びの基盤づくりを進め、島本町の教育・保育の柱を築いていかなければならない。

全ての子どもが、これからの多様性社会を他者と共存しながら自分らしく生きていける力を育むため、学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大切にした教育活動を推進していくことが重要である。

また、学校における感染症及びその拡大については、今後も引き続き対応が求められるところであり、リスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していく観点からも、1人1台端末等のICT活用をさらに推進していくことが求められる。

これらに応えるためにも、各学校・幼稚園・保育所が教育委員会と一体となって、校長・園長・所長のリーダーシップの下、教職員の力を最大限に発揮し、保護者や地域の評価を学校運営・施設運営に生かし、一層、「信頼される学校・幼稚園・保育所づくり」を推進しなければならない。

特に、本町における幼児教育・保育及び子育て支援については、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本計画に基づき、令和2年度以降、各種事業の更なる推進に努めているところである。さらに、令和6年度中に、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第三期島本町子ども・子育て支援事業計画」の策定を予定しており、計画策定にあたっては最新の住民ニーズを把握し、今の時代に必要とされている子育て支援施策を展開する必要がある。

一方、生涯学習においては、国から地方への権限委譲、分権が進む中で、住民が行政と協働してまちづくりを推進することが求められ、住民自らが主体となって進めるまちづくり、地域づくりなどを目的とする住民の積極的な参画と協働が不可欠な時代を迎えている。そのことを踏まえ、教育大綱における目標の一つとして、町の将来像に関して「生涯学習のまち」を掲げている。その実現に向けて、住民が生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えとともに、学習機会の充実を図り、その成果を適切に生かすことができる施策を推進することが重要となる。

以上の点を基本に、本町の特色ある教育・保育行政を実現するための具体的方策として、令和6年度の『教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項』を設定する。

その際、本目標に基づいて取組を進めるに当たっては、併せて大阪府教育委員会による「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容にも留意することとする。

I 知・徳・体の調和と生きる力の育成

【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図るとともに、昨年度まで3か年計画で取り組んだみづまるキッズプランにおける「みづまるキッズカリキュラム」を踏まえた取組を推進する。（学識経験者意見）
- (2) 全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が違いを認め合い、自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。
- (3) 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。
- (4) 府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な進路指導・支援を踏まえたキャリア教育を計画的に行う。
- (5) 総合的な学習の時間を柱に、探究的な学習を重視するとともに、教科横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成する。

《本年度の指示事項》

- (1) 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進するとともに、効果検証に努め、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図ること。加えて、みづまるキッズプランがめざす子ども像及びつきたい3つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）について、各校で共通認識の下、具体的な取組の推進を図ること。
- (2) 児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。
- (3) 「キャリア・パスポート」を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気付き、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。
- (4) 進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。
進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
- (5) 社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域を含めた社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るとともに、「みづまるキッズカリキュラム」を踏まえた活動を取り入れること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

【小中一貫教育推進に係る主な取組】

- 小中一貫教育推進協議会の開催
- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- 全体研修会：夏季教育セミナー全体会、小中合同授業研究会として開催
- つなぎングスクール（合同授業参観、小学校6年生による中学校での授業・部活動体験等）
- 研究発表会等への参加

【2】確かな学力の育成

＜本年度の目標（具体的な取組内容）＞

- (1) 全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストや小学生すくすくウォッチ等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、PDCAサイクルを機能させる。
- (2) 設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメント※の実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。
- (3) 加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的な学びの実現を図る。
- (4) 安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制の確立を組織的に取り組む。
- (5) 児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。その際には、1人1台端末の効果的な活用についても取組を推進すること。
- (6) 小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校図書館司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 大阪府中学生チャレンジテスト（全学年対象）、小学生すくすくウォッチ第5・6学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。
- (2) 全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学習課題、学習形態、学習評価の4点について改善に取り組むよう指導すること。
- (3) 個別最適な学びの実現については、加配教員の活用による少人数・習熟度別指導の実施に加え、ボランティアの支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
- (4) 令和4年12月に更新された生徒指導提要に基づき、授業は全ての児童・生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場と位置付け、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに取り組むこと。
- (5) スクールエンパワーメント推進事業（確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。また、探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」に分けた探究中心の授業づくりを1年間の見通しを持って、計画・実施すること。
各学校において、ICT機器を効果的に活用するために、ICTワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的な活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。また、町内小中学校で文部科学省CBT（Computer Based Testingの略。試験における工程をすべてコンピュータ上で行うこと）システム（MEXCBT）の利用が可能になったことを鑑み、学力調査以外の場面でも大阪府教育庁の作成した英語学習ツールであるSTEPS in OSAKAの使用等、積極的な活用を実施すること。
- (6) 学校図書館においては、町独自で採用している学校図書館司書等を中心とし、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての活用を図ること。

※カリキュラム・マネジメント

学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を3つの側面から見直しを行うこと。

【3つの側面】

- ・教科等横断的な視点
- ・教育課程の実施状況を評価・改善
- ・必要な人的又は物的な体制を確保

＜関連する取組（本年度の施策や事業）＞

- 大阪府教育庁 スクールエンパワーメント推進事業（SE事業）
 - ・確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校（第一小学校、第一中学校）
- 島本町「子どもの学び」サポート事業
 - ・ボランティアの協力による自学自習力の育成

【3】英語教育の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人英語指導助手（ALT）による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
- (2) 小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
- (3) 授業アンケートや大阪府中学生チャレンジテスト等を活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
- (4) 小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

【本年度の指示事項】

- (1) 外国人講師の活用にあたっては、法令を順守し、適正な活用に努めること。また、長期休業中等を活用して、研修等を行えるよう努めること。
- (2) 小学校では全学年にALTを配置し、体験を重視した英語活動を実施する。中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実を図ることを目的に、1人1台端末を活用したオンライン英会話を複数回（中学校各学年：年間6回）実施し、生徒の実践的・即興的なやりとりする力を向上させるよう図ること。
- (3) 授業アンケートでは意欲面を、大阪府中学生チャレンジテストの結果では学力面の成果と課題を収集し、授業改善等に資すること。
- (4) 小学校第5・6学年においては、専科教員や加配教員を十分に活用し、児童の資質能力向上や教職員の負担軽減に努めつつ、ALTを効果的に運用して、児童の英語コミュニケーション能力の伸長を図ること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

○英語教育に係る加配教員の配置

- ・ 小学校英語専科指導加配：第一小学校、第四小学校
- ・ 指導方法の工夫改善定数加配（外国語）：第二小学校、第三小学校、第一中学校、第二中学校

【4】豊かな人間性の育成

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう努める。
- (2) 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深めるとともに、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。
- (3) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情とともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動にうつすことができる力）を育成する。
- (4) いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。
- (5) 「島本町いじめ防止等基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。いじめの早期発見や対応の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。
- (6) 不登校児童生徒又はそれに準ずる児童生徒に対し、家庭及び関係機関と連携しながら「きめの細かい指導・支援」のより一層の充実を図るとともに、個の状況に応じた多様な学びの場や居場所を提供できるよう努める。
- (7) 教職員一人一人が児童虐待やヤングケアラーを発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携を行う。ヤングケアラーについて、教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。

【本年度の指示事項】

- (1) 各学級担任が、全ての児童・生徒が安心して過ごすことができるような学級づくりを行うこと。そのために、各学級の状況に応じた発達支持的生徒指導を工夫すること。
- (2) 各校の道徳教育推進教師が中心となり、児童・生徒の成長段階に応じた系統的な道徳教育年間計画を作成するとともに、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて推進すること。
- (3) 全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つけ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。また、各校における人権教育年間計画に基づいた人権教育に取り組み、児童・生徒一人一人が人権及び人権問題に関する正しい理解と、その基盤となる力を育むことができるよう工夫すること。
- (4) 各校において校内生徒指導体制のさらなる充実を図るとともに、児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努め、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。
- (5) いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。
- (6) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町自立支援教室（教育支援センター）パコや民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。

- (7) 子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が目立ち始める等心身の状態に変化が見られる児童・生徒に対して、児童虐待及びヤングケアラーの可能性も視野に入れ、児童・生徒や家庭の支援ニーズを含めた現状把握に努めながら組織的・計画的な支援を行うこと。加えて、支援する際には、事前に教職員全体でヤングケアラーに関する意識を揃えておくこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町小中生活指導研究協議会の開催 月例で開催
- 町いじめ不登校（虐待）対策連絡会の開催 定例開催
- 町教研専門部会「道徳部会」の開催 定例開催
- 町人権教育研究協議会の開催
- あいさつ運動の実施や町内一斉清掃活動への参加
- 学校教育自己診断の実施

【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

＜本年度の目標（具体的な取組内容）＞

- (1) 健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。
- (2) 小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、市内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを、小学校3・4年生においてICT活用による子どもの体力向上事業「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」（小学3・4年生スポーツテスト）を実施し、各校が作成したアクションプランに基づいた体力向上の取組を推進する。
- (3) 児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。
- (4) 近年の猛暑等に起因する熱中症に対しては、小学校体育科及び中学校保健体育科を中心に、児童生徒に対する予防啓発に努めるとともに、教職員も暑さ指数を意識した教育活動を実施し、さらに家庭とも連携して熱中症事故の防止に努めること。
- (5) 食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画（学校における食育の推進・学校給食の充実）を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。
- (6) 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。
- (7) 性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。また、学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。
- (2) 小学3・4年生スポーツテストについては、1人1台端末を活用することで、児童一人一人に適合した体力向上あそびの例示等が可能なことを踏まえ、学校生活の様々な場面で実施可能なアクションプランを作成し、実践すること。
- (3) 小学校では、引き続きトップアスリートふれあい事業やオリンピック・パラリンピック派遣事業等を活用し、児童の体育に係る意欲向上に努めること。中学校部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施すること。また、部活動の地域移行に関わる事項を主たる議題として、これに係る環境の整備を推進するため、部活動地域移行検討連絡会（仮）を検討すること。
- (4) 「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導するとともに、保護者への周知に努めること。

- (5) 健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。
- (6) 食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的に確認し、対応できるようにすること。
対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。
- (7) 性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。

＜関連する取組（本年度の施策や事業）＞

- 町教育研究協議会＜体育部＞の開催定例開催
- 薬物乱用防止教室の開催（中学校）
- 体育授業で外部人材等の活用
- 体育指導方法の習得・研究

【6】保幼小連携の推進

＜本年度の目標（具体的な取組内容）＞

- (1) 就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指すべき子ども像の具現化を図るために、みづまろキッズプラン3か年計画を踏まえた取組を推進する。（学識経験者意見）
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、みづまろキッズプラン3か年計画において策定された「みづまろキッズカリキュラム」※に基づき、幼児の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。
- (3) 小学校では、主に低学年において、みづまろキッズプラン3か年計画で策定された「みづまろキッズカリキュラム」に基づき、小学校低学年期の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」等）を中心に組織的な展開に努めること。
- (2) 幼児期において、「みづまろキッズカリキュラム」に基づいた取組を充実させながら、遊びや生活を通して育まれた「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を育むとともに、小学校における「自己表現力」、「課題探究力」、「社会参画力」等の見えない学力の育成につなげること。
- (3) 小学校の1・2年生においては、「みづまろキッズカリキュラム」の実施に当たり、主に生活科の授業時間を活用した「かがく遊び」※による実践事例を積み上げていくこと（ただし、生活科の授業時間がかがく遊びの活動に偏ることがないように配慮する）。3年生以上においては、主に総合的な学習の授業時間を活用した実践について検討を進めること。

※「かがく遊び」の定義

「もの（物質）」や「こと（現象）」の性質や仕組みを感じ取り、子どもたちが自分自身で考えたり、他者に伝えたり、話し合ったりするスキルを学ぶ。

※みづまろキッズカリキュラム

幼児期の興味・関心や気持ちを大切にしたい学びと育ちを小学校につなぐ「アブローチカリキュラム」と、幼児期の学びと育ちを、主体的に自己を表現する学びにつなぐ「スタートカリキュラム」をつなぎ合わせた、1つのカリキュラム

＜関連する取組（本年度の施策や事業）＞

【保幼小連携教育推進に係る主な取組】

- 保幼小連携推進協議会の開催
- 保幼小交流会の実施（幼児・児童の様子や行事等の情報交換）
- 保幼小連携推進協議会実践発表
- 保幼小交流活動（年長児と1年生）の実施
- 小中一貫教育推進協議会の開催
- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催

【7】支援教育・保育の充実

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、保護者との合意形成を踏まえた合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
- (2) 発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
- (3) 島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。
- (4) 通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。
- (5) 特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。
- (6) 0歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 各校の校内支援委員会が中心となり、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図ること。また、就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。
- (2) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを前提とした教育課程を編成するとともに、通常学級で学ぶ全ての子どもにとっての合理的配慮の充実を図ること。
- (3) 島本町支援教育研究協議会で連携・共有したことを、確実に共有し、各校における支援教育の充実を図ること。
- (4) 通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指すこと。
- (5) 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
- (6) 0歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に学校、幼稚園、保育所、教育相談員、発達相談員、スクールソーシャルワーカー、府立支援学校及び子育て支援課等の各関係機関の連携を図ること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

【島本町支援教育研究協議会に係る主な取組】

- リーディングスタッフによる巡回相談・研修の開催
- 支援教育コーディネーター連絡会の開催
- 保護者対象の講演会の開催
- 障害者理解に係る講演会の開催
- 保幼小交流の実施
- 通級指導担当者会議の開催（月1回）
- 教育センター連絡会の開催（月1回）
- 相談事業の実施（発達・就学・教育相談、個別の療育[言語指導]

Ⅱ 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

＜本年度の目標（具体的な取組内容）＞

- (1) 校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
- (2) 小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年3回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。また、学校運営協議会を第二中学校に設置し、より地域と協働した学校運営を実施する。
- (3) 地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援するボランティアとの連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。

【本年度の指示事項】

- (1) 社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまろキッズカリキュラム」の本格実施において、目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。
- (2) 第二中学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進すること。
- (3) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、ボランティアと連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。

＜関連する取組（本年度の施策や事業）＞

- 学校協議会の開催
 - ・各学校における経営方針、学校運営に対する意見
 - ・各学校における取組等への支援、評価
- 保幼小連携推進協議会の開催
- 放課後学習会の実施（学校支援による学習ボランティアを活用）
- 放課後子ども教室や校庭開放の実施

【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

＜本年度の目標（具体的な取組内容）＞

- (1) 校長のリーダーシップの下、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害発生時の対応ができるよう校内体制を整える。
- (2) 子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。
さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図るとともに、安全教育の推進に努める。
- (4) PTA・保護者会や教育センター、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
- (5) 統合型校務支援システムを導入し、教員の業務の効率化を図り、そのことにより得た時間を活用して、児童・生徒及び保護者へのきめ細かな支援を行う。
- (6) 近年の学童保育利用ニーズに対応するため、民間による新たな学童保育室の開設を目指す。

【本年度の指示事項】

- (1) 学校における実践的・実効的な安全教育を推進するとともに、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。また、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めるよう努めること。
全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。
幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。
- (2) 学校における安全計画のもと、適切に安全点検を実施すること。また、校内の安全管理体制を見直すとともに、登下校時の児童生徒の安全のために、保護者や安全ボランティアと連携すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども110番の家」運動を広報誌等で周知すること。また、発達段階に応じて、自ら自分の身を守る力を育成すること。
- (4) 地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。また、登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。
安全ボランティアの人材確保に当たり、学校だよりや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際に、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握した危険箇所について、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていくように努めること。
- (5) 統合型校務支援システム導入による教員、児童・生徒等への効果の把握に努めること。

- (6) 民間学童保育室を運営する事業者の選定に当たっては、今後の町における民間学童保育室の方向性を定めていくものになるため、調査・研究を十分に行い、事業者の募集・決定を行うこと。

また、事業者との円滑な事業実施のために密な連携を行い、町の他の公立学童保育室との連携等についても検討すること。

※ながら見守り

登下校に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるため気負わず、構えず日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各教科における防災教育の展開、防災教育全体計画の作成
- 安全ボランティア及びこども110番の家の新規募集
- 学校教育自己診断の実施
- 令和7年度当初開設を目途に学童保育室運営事業者の募集、選定
- 学童保育室開設事業者に対する補助制度創設

【3】教職員の資質向上とサービスの徹底

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力の向上を図る。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。
- (4) 校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。
- (5) 不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年間を通じて計画的に、服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。
また、教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口を設置するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。
- (6) 行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。
- (7) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。
- (8) 組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

【本年度の指示事項】

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ICT活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
- (4) 教職員が勤務時間中に校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、成果を還元すること。
- (5) 大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」、「体罰防止マニュアル」及び本町作成の「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
- (6) 学校で扱う情報の処理については、情報の漏洩が生じないように、情報資産や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施すること。

- (7) パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関するアンケート等を実施するとともに、相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。

万一、事象が生じたときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

- (8) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

○町教育委員会主催の研修会の開催

- ・人権教育研修
- ・生活指導研修
- ・学力向上研修
- ・外国語活動・英語研修
- ・道徳教育研修
- ・キャリア教育研修
- ・支援教育研修
- ・幼小中一貫教育研修
- ・初任者研修
- ・10年経験者研修
- ・食物アレルギー研修
- ・給食指導に係る研修
- ・保幼小合同研修
- ・カリキュラム・マネジメント研修
- ・要保護児童対策地域協議会虐待防止研修
- ・学童保育室指導員研修

【4】快適な教育・保育環境の整備

＜本年度の目標（具体的な取組内容）＞

- (1) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
- (2) 児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
- (3) 学校事務職員の事務連絡会に教育総務課職員が必要に応じて参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
- (2) 各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。
- (3) 待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。

＜関連する取組（本年度の施策や事業）＞

- 町立小中学校消防設備改修工事
- 町立小中学校LED化工事
- 町立第一小学校屋内運動場長寿命化改修工事
- 町立第二小学校屋内運動場長寿命化改修工事
- 町立第四小学校排水管改修工事
- 町立第四小学校給食室床改修工事
- 町立第二保育所内部床材等改修工事
- 町立第二小学校北館校舎長寿命化改修設計業務
- 町立小中学校及び幼稚園防犯対策工事設計業務
- 町立小中学校及び幼稚園遊具修繕
- 第一幼稚園・第二保育所LED化工事設計業務
- 町立小中学校放送設備改修設計業務
- 町立中学校受変電設備改修設計業務

Ⅲ 社会教育と生涯学習の推進

【1】青少年健全育成の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
- (2) 青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
- (2) 事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 青少年人権教育事業の開催
 - ・親子体験学習
 - ・手話教室
 - ・アート教室
 - ・書道教室
 - ・学習支援の場
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
 - ・青少年健全育成大会
 - ・夜間パトロール
 - ・青少年指導員協議会研修会
- 俳句大会の開催（中高生対象）
- 「二十歳のつどい」の開催

【2】文化財保護の推進

＜本年度の目標（具体的な取組内容）＞

- (1) 町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
- (3) 埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
- (4) 歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
- (5) 歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
- (3) 埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。
- (4) 文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
- (5) 歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。
- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。

＜関連する取組（本年度の施策や事業）＞

- 町指定文化財候補の調査
 - ・町内の古文書調査
 - ・水無瀬家の資料調査
- 埋蔵文化財の調査
- 尾山遺跡泉跡
 - ・完成報告会
 - ・完成報告企画展
- 歴史文化資料館の展示
 - ・企画展の開催（泉跡完成報告企画展、水無瀬家資料調査中間報告展など）
 - ・常設展の充実
- 歴史文化資料館の活用
 - ・講演会
 - ・埋蔵文化財・古文書・民具等の文化財の関連イベント
 - ・施設利用の促進
- 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財の維持管理

【3】生涯学習活動の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

- (1) 各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、住民ニーズを把握し、生涯学習活動の充実を図る。
- (2) 町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
- (3) 学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 各種教室等において、回数や学習内容について住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
- (2) 生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
- (3) 生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明を行い、また、町内在住講師の起用など、町内の人材育成に積極的に取り組むこと。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

- 各種教室等の開催
 - ・古文書講座
 - ・少年少女和太鼓教室
 - ・和太鼓教室(青年の部)
 - ・和太鼓教室(一般の部)
 - ・たのしい絵画教室
 - ・浴衣着付け体験教室
 - ・バルーンアートであそぼう！
 - ・おすすめの本を紹介しよう！
 - ・座学での学習講座（令和6年度新規）
 - ・クラフト教室（令和6年度新規）
- 文化祭事業実行委員会主催事業の後援
- 生涯学習関係団体の支援

【4】図書館サービスの推進

＜本年度の目標（具体的な取組内容）＞

- (1) 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
- (2) 利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
- (3) 北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
- (4) 阪急水無瀬駅前及びＪＲ島本駅前に、町立図書館貸出資料返却用ブックポストを設置する。
- (5) 除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。

【本年度の指示事項】

- (1) 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
- (2) 毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実に努めること。
- (3) 図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
- (4) 町立図書館利用者の利便性の向上を図るため、阪急水無瀬駅前及びＪＲ島本駅前に貸出資料返却用ブックポストを設置すること。
- (5) 寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

＜関連する取組（本年度の施策や事業）＞

- 定例的な事業の開催
 - ・おはなしかい（毎週土曜日）
 - ・わくわくかみしばい（毎月第１水曜日）
 - ・「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日・日曜日及び祝日）
- 年間予定の事業の開催
 - ・こどもの読書週間（おはなしかい）
 - ・夏休み・冬休み関連事業（クイズラリー）
 - ・図書館まつり（おはなしかい・クイズラリー・コンサート）
 - ・クリスマス関連事業（おはなしかい）
 - ・なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）
- 学校・団体と連携した取組の実施
 - ・「学校図書館専任職員連絡会」参加
 - ・子ども読書に係る関係機関等研修会
 - ・新任教員「社会体験研修」受入れ
 - ・小中学校の児童・生徒「図書館見学」受入れ

【5】スポーツ活動の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
- (2) 町立体育館について、水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を進める。
- (3) 利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
- (4) 定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
- (5) 誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

【本年度の指示事項】

- (1) ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
- (2) 町立体育館の整備にあたっては、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートも含めた基本計画を策定すること。
- (3) 町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、物品の状況把握や計画的な修繕及び更新に努めること。
- (4) 参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- スポーツ推進委員協議会主管事業の開催
 - ・ニュースポーツ体験教室
- スポーツ施設の貸出し
 - ・町立体育館
 - ・東大寺公園テニスコート
 - ・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
 - ・水無瀬川緑地公園スポーツ広場
- スポーツ教室の開催
 - ・ヨガ教室
 - ・ソフトバレーボール教室
 - ・ダブルダッチ教室
 - ・バドミントン教室
 - ・ジュニアテニス教室
 - ・体幹&ストレッチ教室
 - ・運動あそび教室
- 町民スポーツ実行委員会主催事業の後援
- スポーツ関係団体の支援
 - ・社会教育関係団体
 - ・総合型地域スポーツクラブ

	団体名	事業名	事業目的	申請額
1	島本町文化協会	文化のつどい	成果発表を通じて、相互に技量、技能の向上を目指すとともに町民の皆さんとの交流機会を持つことにより、文化協会活動の浸透を図り、同時に会員数増員の一助とする。	70,000円
2	島本町PTA連絡協議会	教育講演会	より豊かな「島本の教育」を実現することを目的に講演会を開催し、保護者や先生方、地域の方々に講演を聴いていただくことにより、保護者や子どもたちのこれからの人生をより豊かなものとするため	70,000円
3	島本音楽協会	島本音楽協会第198回コンサートから第201回コンサートまでの4回の年間コンサート事業	島本音楽協会の目的である、島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくりに資する。	70,000円
4	島本町少年野球協議会	少年野球体験会	少年野球の体験会をととして、心身の健全育成を図ることを目的とする。	70,000円
5	日本ボーイスカウト島本第1団	ボーイスカウトとあそぼう！ワクワク自然体験あそび	地域のボーイスカウトとして、子供たちに自然体験活動の機会を提供し、自然とふれあい、楽しくあそぶことで子供たちの健やかな成長を支援する。	70,000円
6	ガールスカウト大阪府第90団	おさそいキャンペーン(ガールスカウト体験集会)	地域に根差した生涯学習活動であるガールスカウトの活動をガールスカウト対象の女児とその保護者に体験を通じて知ってもらう	70,000円

計 420,000円

年度補助金交付申請書 令和6年 5月 1日 住所又は所在地 大阪府三島郡島本町若山台2丁目2-24-32 交付申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 島本町文化協会 会長 釜谷 昌宏 島本町長 様											
補助金 負担金 助成金 交付申請書											
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	—		
				7	0	0	0	0			
ただし 令和6年度 島本町文化協会補助金として											
下記理由書により				補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。					
理由書											

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名 島本町文化協会
会長 釜谷 昌宏

(1) 事業の目的

成果発表を通じて、相互に技量、技能の向上を目指すとともに町民の皆さんとの交流機会を持つことにより、文化協会活動の浸透を図り、同時に会員数増員の一助とする。

(2) 事業の名称 島本文化のつどい

(3) 事業費 金 100,000円

(4) 事業の実施期日

令和6年6月16日（日曜日） 午前12時から午後4時ごろ

(5) 事業の実施場所

ふれあいセンター
（ケリヤホール、青少年コーナー、1階健康教育指導室、3階視聴覚室）

(6) 事業の概要

文化協会会員の全員参加による、年一度の成果発表の催し

設計書、図書等参考書類添付のこと。

年度収支予算書

（単位：円）

収入の部	区 分	決算額	明 細	
	文化協会費	10,000		
	町補助金	70,000	町補助金	
	お茶席会費	20,000		
	合 計	100,000		
支出の部	区 分	決算額	明 細	（内補助金）
	印刷全般	6,500	ラミネート・ポスター・等	5,100
	会場費	33,900	：ケリヤホール・付帯設備等	33,900
	芸術文化	5,000	ゲスト謝礼	0
	生活文化	31,400	茶道（お茶席）	9,000
	生活文化	20,000	華道（生け花展示）	20,000
	国民娯楽	1,200	囲碁・将棋の会場費	1,200
	雑費	2,000	テーブルの購入・消耗品等	800
	合 計	100,000		70,000
（差引）		収入 100,000円 － 支出 100,000円＝0円		

令和 6 年 5 月 1 日

島本町長

様

島本町文化協会 会長 釜谷昌宏

令和6年「島本文化のつどい」 行事予算 (単位円)

収入	項 目	予算	
行事全般	協会費	10,000	
	補助金(生涯学習課)	70,000	
	お茶席会費	20,000	
	合 計	100,000	
支出	項 目	予算	補助金
全般 印刷	コピー代	500	500
	ラミネート	1,500	1,500
	ホビータ임	3,500	2,100
	プログラム印刷	1,000	1,000
	合 計	6,500	5,100
会場借り 上げ当	ケリヤホール使用料(当日)	25,200	25,200
	付帯設備使用料	5,100	5,100
	ピアノ	3,000	3,000
	音楽室使用料	600	600
	合 計	33,900	33,900
芸術文化 芸能文化	ゲスト謝礼	5,000	0
	合 計	5,000	0
生活文化 茶道	生菓子	15,000	0
	茶器・茶筌	5,000	5,000
	抹茶	7,400	0
	会場費(健康教育指導室)	4,000	4,000
	合 計	31,400	9,000
生活文化 華道	生け花(花代)	20,000	20,000
	合 計	20,000	20,000
国民娯楽 囲碁将棋	会場費(第一学習室)	1,200	1,200
	合 計	1,200	1,200
雑費	その他、消耗品	2,000	800
合 計		100,000	70,000

様式第1号(第3条関係)

年度補助金交付申請書																																	
令和6年 5月 17日																																	
住所又は所在地 大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目19-4 (第一中学校)																																	
交付申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 島本町PTA連絡協議会 会長 板井 義治																																	
島本町長 様																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">補助金</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負担金</td> <td>交付申請書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助成金</td> <td></td> </tr> </table>												補助金		負担金	交付申請書	助成金																	
補助金																																	
負担金	交付申請書																																
助成金																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> </table>													千	百	拾	万	千	百	拾	円			金額				7	0	0	0	0	-	
	千	百	拾	万	千	百	拾	円																									
金額				7	0	0	0	0	-																								
ただし																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> 下記理由書により </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">補助金</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">負担金</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> 交付願いたく申請いたします。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">助成金</td> </tr> </table>												下記理由書により	補助金			負担金	交付願いたく申請いたします。		助成金														
下記理由書により	補助金																																
	負担金	交付願いたく申請いたします。																															
	助成金																																
理由書																																	
教育講演会開催の為																																	

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

島本町PTA連絡協議会
会長 板井 義治

(1) 事業の目的

より豊かな「島本の教育」を実現することを目的に講演会を開催し、保護者や先生方、地域の方々に講演を聴いていただくことにより、保護者や子どもたちのこれから人生をより豊かなものとする為

(2) 事業の名称

教育講演会

(3) 事業費

200,000円

(4) 事業の実施期日

令和6年10月20日(日) 10:00～11:30 予定

(5) 事業の実施場所

島本町ふれあいセンター 第四学習室 予定

(6) 事業の概要

外部から講師を招き、講演会を開催

設計書、図書等参考書類添付のこと。

様式第3号(第3条関係)

年度収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	町補助金	¥70,000		
	府P補助金	¥11,110		
	団体負担金 (連P)	¥18,890		
	合計	¥200,000		
支出の部	区分	予算額	明細	(内町補助金)
	講師謝礼	¥100,000	事務用品等	¥70,000
	チラシ印刷代	¥30,000		
	会場代	¥8,400		
	消耗品	¥61,600		
	合計	¥200,000		
(差引)		(収入) 200,000円 - (支出) 200,000円 = 0円		

令和6年 5月 17日

島本町長 様

島本町PTA連絡協議会 会長 板井 義治

様式第1号(第3条関係)

令和6年度補助金交付申請書 令和6年 5月 1日 住所又は所在地 大阪府三島郡島本町東大寺3-8-2 交付申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 島本音楽協会 会長 藤原靖彦 島本町長 様											
補助金 負担金 助成金		交付申請書									
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	-		
7	0	0	0	0							
ただし 令和6年度 島本音楽協会補助金として											
下記理由書により					補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。				
理 由 書											

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

島本音楽協会

会長 藤原 靖彦

(1) 事業の目的

島本音楽協会の目的である、島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくりに資する。

(2) 事業の名称

島本音楽協会第198回コンサートから第201回コンサートまでの4回の年間コンサート事業

(3) 事業費

746,000 円

(4) 事業の実施期日

令和6年7月14日(日)、9月6日(金)、10月20日(日)、令和7年1月26日(日)

(5) 事業の実施場所

島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」

(6) 事業の概要

本協会主催のコンサートの実施

第198回コンサート 第26回「島本合唱フェスティバル」 (令和6年7月14日)

第199回コンサート パラシュケヴォフヴァイオリンコンサート (令和6年9月6日)

第200回コンサート 植田琴巳 奥田裕美デュオリサイタル (令和6年10月20日)

第201回コンサート 乃村八千代ソプラノリサイタル

— An die Heimat — 故郷へ (令和7年1月26日)

(参考資料)

1. 島本音楽協会2024年度総会議案書
2. 2024年度 会員募集のご案内

設計書、図書等参考書類添付の事

令和6年度 収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
収入の部	正会員差額費	40,000 円	@500 円×40 人×2 回 (会則 第8条による差額)	
	当日会員費	420,000 円	@2500 円×60 人×2 回、@2000 円×60 人	
	参加費	48,000 円	合唱フェスティバル参加費 6000 円×8 団体	
	補助金	70,000 円	町補助金	
	団体負担金	168,000 円		
	合計	746,000 円		
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
支出の部	報償費	505,000 円	演奏会客演者への謝礼	(内補助金 70,000 円)
	印刷費	50,000 円	チラシ・プログラム等の印刷	
	借上料	160,000 円	ホール使用料、付帯設備費、 調律費等	
	通信費	17,000 円	郵送代等	
	接待費	10,000 円	客演者弁当ほか	
	雑費	4,000 円	当日会員受付手数料	
	合計	746,000 円		
(差引)		(収入) 746,000 円 - (支出) 746,000 円 = 0 円		

令和 6 年 5 月 1 日

島本町長 様

氏名又は名称及び代表者氏名

島本音楽協会

会長 藤原 靖彦

2024年度 島本音楽協会にご入会ください

- ◇島本音楽協会は1978年(昭和53年)4月に島本町社会教育関係団体の認可を受け、「島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくり」を目的に発足、今年46年目を迎えます。今日まで197回の定期公演や多くの公演等を実施。大阪府地域文化奨励賞や島本町長賞を受賞しました。
- ◇創立30周年(2008年)記念事業では創作オペラ「秀と河原の笛」を公演、創立35周年(2013年)記念に「肥後人形浄瑠璃鹿角座」公演を実施。2015年には町制75周年を記念し「歌劇ヘンゼルとグレーテル」を上演し、いずれも大きな反響をいただきました。
- 2018年度には創立40周年記念祭として「創立40周年メモリアルコンサート」「祝祭コンサート/オペラ座の怪人」「40周年のあゆみ/発刊」など大きな企画を実施しました。
- ◇2020年から2022年までのコロナ禍の3年間は、活動の停止、縮小を余儀なくされましたが、2023年度にはコロナ禍前と同様四つのコンサートを開催し、多くの方に喜んでいただきました。
- ◇今年度も素晴らしい演奏家をお迎えし、多様な四つのコンサートで良質の音楽をお届けしますので、ぜひご入会下さいますようお願いいたします。
- ◇島本音楽協会の正会員、賛助会員に入会された方は、すべてのコンサートに参加できます。
- 「島本音楽協会の会員」は次の三種類があります。
- (1) 正会員 (年間会費 3,000円)
(2) 賛助会員 (年間会費10,000円)
(3) 当日会員 (例会ごとに定める)
- ◇各会員の申し込みは、水無瀬駅前「長谷川書店」、広瀬1丁目「小林酒店」、事務局(☎075-962-1464 mail: shimaon1970@gmail.com)・役員にて受付しています。



2023年度 賛助会員

2023年度の賛助会員として「島本を音楽あふれる町に」の実現にご尽力頂いた方々です。新年度の新規のご入会募集を開始いたします。どうぞお申し込み下さいますようお願い致します。

(順不同・敬称略)

戸田 靖子
長谷川 書店
関内 科 医院
尼子小児科医院
(医)橋 薫 堂 医 院
野村不動産株式会社

島本音楽協会の公式LINE アカウントを始めました。友達登録をお願いします。

◆◆◆ 島本音楽協会会則 ◆◆◆

- 第1条 本会は島本音楽協会と称し、事務局を会長宅におく。
- 第2条 本会は島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくりを目的とする。
- 第3条 本会は本会の目的に賛同する島本町住民、町在職者等をもって、次のように組織する。
- ◇正会員 ◇賛助会員 ◇当日会員
- 第4条 本会は目的達成のため次のことを行う。
- (1) 音楽会
(2) 各種講座
(3) 音楽サークル助成
(4) 島本における伝承音楽の発掘
(5) 子どもたちの音楽による組織化
(6) 町文化祭への参加
(7) その他
- 第5条 本会に次の役員をおく。
- (1) 顧問をおくことができる。
(2) 会 長 1名
(3) 副 会 長 若干名
(4) 事 務 長 1名
(5) 会 計 1名
(6) 運営委員 若干名

- 第6条 第5条の役員によって役員会を行い、総会に次ぐ決定機関とする。
- 第7条 本会の会計を監査するため、会計監査を2名おく。
- 第8条 本会の会費は次のように定める。
- ◇正 会 員 (年 間) 3,000円
但し、当日会員費が2,000円を超える会費設定時はその差額分を適時に補填・精算する。
- ◇賛助会員 (年 間) 10,000円
◇当日会員 (参加時) 例会毎
- 第9条 総会は、年1回以上開催する。
- 第10条 役員、会計監査は運営委員会の推薦にもとづき、総会で承認をうける。任期は1年間とする。
- 第11条 本会会則改正は、運営委員会において立案し、総会において承認をうける。

お問い合わせは…島本音楽協会事務局
〒618-0002 大阪府三島郡島本町東大寺3-8-2
TEL&FAX 075 (962) 1464 (静原方)

2024年度 会員募集のご案内



～島本を音楽あふれる町に～

島本音楽協会

第198回コンサート

第26回「島本合唱フェスティバル」

2024年7月14日(日) 午後1時30分 ケリヤホール

第199回コンサート

バラシュケヴォフ ヴァイオリンコンサート

2024年9月6日(金) 午後6時 ケリヤホール

第200回コンサート

植田琴巳 奥田裕美 デュオリサイタル

2024年10月20日(日) 午後2時 ケリヤホール

第201回コンサート

乃村八千代 ソプラノリサイタル

— An die Heimat — 故郷へ

2025年1月26日(日) 午後2時 ケリヤホール

島本音楽協会 2024年度コンサートのご案内

第198回コンサート

～9つの合唱団が参加する楽しい合唱フェスティバル～

第26回「島本合唱フェスティバル」

2024年7月14日(日) 午後1時30分開演

ふれあいセンター ケリヤホール

入場無料

第199回コンサート

～ウィーンフィル 元コンサートマスターによる異音コンサート～

バラシュケヴォフ ヴァイオリンコンサート

2024年9月6日(金) 午後6時開演

ふれあいセンター ケリヤホール

当日会員券は2,500円、賛助会員は会員証提示

正会員は500円(当日会員費と2,000円の差額補償費: 会則第8条による)

(プログラム)

シューベルト: ヴァイオリンソナタ イ長調 D574

ベートーヴェン: ヴァイオリンソナタ 第5番 ヘ長調 作品24「春」

ドヴォルザーク: ロマンズ 作品11

チャイコフスキー: 憂鬱なセレナーデ 作品26

チャイコフスキー: メロディー 作品42の3

チャイコフスキー: ワルツニスケルツォ 作品34

第200回コンサート

～若き音楽家による管の競演～

植田琴巳 奥田裕美 デュオリサイタル

2024年10月20日(日) 午後2時開演

ふれあいセンター ケリヤホール

当日会員券は2,000円、正会員・賛助会員は会員証提示

(プログラム)

植田琴巳/トランペット

グディク: 演奏会用練習曲Op.49

チャイコフスキー: 歌曲集より抜粋

バーメ: トランペット協奏曲短編

ピアノ伴奏/北出英里

奥田裕美/フルート

シェドヴィル: 『忠実な羊飼い』6つのソナタOp.13より1番 八長調

ミヨ: ソナチネ

ムチンスキー: ソナタ

ヴェルディ: 椿姫による幻想曲(クラカンプ&ブリッシャルディ編曲)

ピアノ伴奏/北出英里

第201回コンサート

乃村八千代 ソプラノリサイタル

— An die Heimat — 故郷へ

2025年1月26日(日) 午後2時開演

ふれあいセンターケリヤホール

当日会員券は2,500円、賛助会員は会員証提示

正会員は500円(当日会員費と2,000円の差額補償費: 会則第8条による)

(プログラム)

藤伊玖磨 抒情歌 1.花季 2.路地の子 3.藤の花

M.ラヴェル 5つのギリシャ民謡

H.ヴォルフ イタリア歌曲集より抜粋

島本混声合唱団 / ゆりの花コーラス / コールあんだんて /
ピアチェーレ / シャンテ / 女声合唱団JyoJyo /
金光大阪中学校高等学校育友会コーラス /
大阪青凌中学校高等学校保護者会コーラス部プリランテ /
島本ジュニアコーラス くすのキッズ

ヴェセリン・バラシュケヴォフ/ヴァイオリン



ブルガリア、ソフィア近郊で生まれる。ソフィアでの国家試験を最優秀で受けた後、サンクトペテルブルクでミッシェ・ワイマン教授に師事。その後ウィーンでマスターコース、ジュネーヴでヘンリック・シェラングに師事。15歳の時、ソフィアで開かれたナショナルフェスティバルで1位並びに金賞を受けたほか、幾つかの国際コンクールに入賞。1973年からウィーンフィルハーモニーのコンサートマスター。1975年からケルン放送交響楽団の第一コンサートマスター。1980年よりリシコ・ガブリロフ教授の後任としてエッセン音楽大学教授に招かれ2019年に退官。演奏活動はヨーロッパ各地、アメリカ、南アメリカ、ロシア、韓国、台湾に及び、日本では指導者として音楽高校・大学での公開レッスンのほか、ソリストとして交響楽団との共演やリサイタルで好評を得ている。2015年4月に京都・青山音楽記念館で行った村越知子氏とのデュオリサイタルにより同年度青山音楽賞バロックザール賞を受賞。

村越知子/ピアノ



兵庫県宝塚市生まれ。パリ、エコール・ノルマル音楽院、イタリア国立トリノ音楽院卒業。ヴィオッティ・ヴァルセージ、パグニャ、スルモナ、セニガリア、カンター、AMAカラブリアなどのコンクールで優勝または入賞を果たす。1996年ABC新人オーディション合格。以来、リサイタル、オーケストラとの協演、室内楽、伴奏など、幅広く演奏活動を続けている。2001年度「青山音楽賞」受賞。2009年度「神戸藤ライオンズクラブ音楽賞受賞」。2015年度「バロックザール賞」受賞。現在はイタリア、ミラノに在住。スカラ座バリエアカデミーの伴奏助手をつとめている。

植田琴巳/トランペット



10歳よりトランペットをはじめる。京都市立京都堀川音楽高等学校を経て、京都市立芸術大学卒業。第15回大塚国際音楽コンクールAge-II金賞楽器部門第2位(1位なし)。第10回トランペット協会コンクールフルート部門金賞などを受賞。第10回京都府音楽祭部門「世界に輝く若き音楽家たち」に出演し、最優秀を受賞。これまでにトランペットを専攻安明、蔵野雅彦、基本和昭の各氏に師事。スリック・ダムロウ氏マスタークラス受講。今年度よりヴァイオリン・ニッター・ウイングス版(オオザカン)に所属。吹奏楽を中心にオーケストラ・室内楽などで演奏活動をしている。また、新活動や音楽教室の講師を務め、幅広い層に向けて楽器指導も行う。島本音楽フェスティバル実行委員。

奥田裕美/フルート



大阪音楽大学卒業。在学中、アンサンブルのタペ、日特交流演奏会、ザ・カレッジコンサート、卒業演奏会など多数演奏会に出演。ザ・カレッジオペラハウス管弦楽団と協奏曲を共演。同大学卒業後、徳島、弘前ユニオン・マルメゾン国立地方音楽院にて碩研一致の一等賞及び審査員特別賞を受賞し、最高学年ディプロムD.E.M.(音楽研究資格)取得。E.F.M.国際音楽コンクール室内楽部門で碩研一致の一位。ヨーロッパ・ピカルディコンクール フルート部門一等賞。2015年、日本演奏連盟・文化庁主催でリサイタルを開催。2019年、青山音楽記念館バロックザールにてリサイタルを開催。フルートを全西村美香、中務晴之、杉山佳代子、中川佳子、Fl.ドニエルロの各氏に、ピッコロをE.サボ氏に、室内楽をM.モラダス氏に師事。

北出英里/ピアノ



神戸山手女子高等学校音楽科卒業。大阪音楽大学卒業。同大学専攻科修了。第18回ベトコフピアノコンクール入賞。2015年、クオアチアにてケマルゲキチ夏期講習受講。Piano loop festival受賞。各ディプロマを取得。ピアノを内海香織、金澤佳代子、中尾園子、ケマルゲキチの各氏に師事。現在フリーピアニストとして福祉施設、ラウンジ、クルーズ船等、様々な場面でジャンルの問わず演奏活動を行っている。甲子園音楽高等学校幼児音楽コース非常勤ピアノ講師。ぽこぽこ音楽教室、FLN BOX音楽教室、各ピアノ講師。

乃村八千代/ソプラノ



同志社女子大学文学部音楽学専攻卒業。京都市立芸術大学大学院音楽研究科卒業。第14回堺市新人演劇会優秀賞受賞。第14回ノーヴィ国際音楽コンクール声楽部門最高位受賞。第20回KOBUN国際音楽コンクール最優秀賞。第28回文壇ベガ音楽コンクール第6位。関西音楽研究会、関西二期会準会員。日本シューベルト協会理事。合唱団「薔薇の樹」ヴォイストレーナー。京都市立京都堀川音楽高等学校非常勤講師。同志社女子大学音楽学専攻科兼任講師。バッハのBWV曲集、ヘンデルのメサイア、レクイエム等の宗教曲において活躍。クリアかつ高みのある声質は宗教曲、バロック音楽等において高い評価を得る。古楽・古典から新作に至るまで、様々な時代や作品に呼応するソプラノとして積極的に活動を行っている。

久保千尋/ピアノ



京都市立芸術大学を首席で卒業後、東京藝術大学大学院を修了。大学院在学中にハンブルグ音楽演習大学に留学。ディプロマ、Konzertexamen両課程を最優秀の成績で修了。夏にウィーン国立音楽大学にて碩研を修む。シューベルト国際コンクール(Borjmund)、松方音楽賞等受賞。日本のみならず、ハンブルグ、パリ、ウィーン、リスボン等欧州各地でのソロリサイタル他、多くの室内楽のコンサートに出演。またソリストとして、ハンブルグ交響楽団、大塚フィルハーモニー交響楽団、京都交響楽団等と共演。平成28年度下関国際芸術祭最優秀賞。ハンブルグ音楽演習大学講師を経て、現在エリザベト音楽大学専任講師。

様式第1号(第3条関係)

年度補助金交付申請書 令和6年5月15日 住所又は所在地 大阪府三島郡島本町東大寺3-80-2-102 交付申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 島本町少年野球協議会 会長 増山 賢次									
補助金 負担金 助成金		交付申請書							
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
				7	0	0	0	0	-
ただし									
下記理由書により				☒ 補助金 ☐ 負担金 ☐ 助成金		交付願いたく申請いたします。			
理由書									

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者名

島本町少年野球協議会 会長 増山 賢次

（1）事業の目的

- ・少年野球の体験会をとおして、心身の健全育成を図ることを目的とする。

（2）事業の名称

- ・少年野球体験会

（3）事業費

- ・かかる金額は、別紙のとおり。

（4）事業の実施期日

- ・令和6年4月～令和7年3月で大会日以外の土日の練習日に同時開催。

（5）事業の実施場所

- ・町内の各小学校・中学校グラウンド。

（6）事業の概要

各チームの活動日に体験会を同時開催し、町内の子供たちに少年野球を体験する機会を提供する。チラシ等で、周知を行う。

令和 6 年度収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	島本町補助金	70,000	島本町補助金 ¥ 70,000	
	合計	70,000		
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	消耗品	60,000	ボール、石灰など	60,000
	印刷製本費	5,000	PRチラシ印刷	5,000
	備品費	5,000	ホームページ	5,000
	合計	70,000		
(差引)		70,000-70,000=0		

令和 6 年 5 月 15 日

島本町長

様

島本町少年野球協議会

氏名又は名称及び代表者氏名

会長 増山 賢次

印

令和6年度補助金交付申請書 令和6年 5月17日 住所又は所在地 大阪府三島郡島本町広瀬1-14-15 交付申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 日本ボーイスカウト島本第一団 団委員長 八代龍之介 島本町長 山田 純平 様										
補助金 負担金 助成金		交付申請書								
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	一	
				7	0	0	0	0	—	
ただし 令和6年度 日本ボーイスカウト島本第一団 補助金として										
下記理由書により				補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。				
理由書										

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

日本ボーイスカウト島本第一団

団委員長 八代 龍之介

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業の目的 | 地域のボースカウトとして、子供たちに自然体験活の機会を提供し、自然とふれあい、楽しくあそぶことで子供たちの健やかな成長を支援する☑ |
| (2) 事業の名称 | ボースカウトとあそぼう！ ワクワク自然体験あそび
文部科学省、大阪府教育委員会 後援事業
島本町教育委員会・大山崎町教育委員会 後援申請予定 |
| (3) 事業費 | 109,000円 (2回合計金額) |
| (4) 事業の実施期日 | ① 2024年10月6日(日)
② 2025年3月2日(日) |
| (5) 事業の実施場所 | ① 若山神社
② 椎尾神社～天王山 |
| (6) 事業の概要 | ① 竹クラフト、竹遊び (ボースカウト1日体験入隊)
② おやこハイキング (ボースカウト1日体験入隊) |

※ 前年度の同行事業案内チラシ 2点 添付
設計書、図書等参考書類添付のこと。

様式第3号(第3条関係)

年度収支予算書

	区分	予算額	明細	
収入の部	参加費	16,000 円	参加者傷害保険料 @200×40人×2回	
	補助金	70,000 円	町補助 70,000円	
	団体負担金	20,000 円	自団会計から支出	
	雑収入	3,000 円	ボーイスカウト日本連盟事業補助金	
	合計	109,000 円		
	区分	予算額	明細	(内補助金)
支出の部	傷害保険	16,000 円	参加者傷害保険 2回分	
	チラシ作成	16,000 円	8,000円×2回	内補助金 16,000
	会場借上げ	10,000 円	若山神社	内補助金 10,000
	用具補充	20,000 円	ザイル ロープ ハーネス等	内補助金 20,000
	設備補充	20,000 円	受付テーブル タープ等	内補助金 20,000
	資材補充	10,000 円	のこヤスリ 工具 等	内補助金 4,000
	備品補充	10,000 円	事務用品 救急用品等	
	雑費	7,000 円	参加者おやつ 他	
	合計	109,000 円		
(差引)		(収入) 109,000円 - (支出) 109,000円 = 0 円		

令和6年5月17日

島本町長 山田 紘平 様

日本ボーイスカウト島本第一団
団委員長 八代 龍之介



ボーイスカウトとあそぼう!

自然体験あそび



ボーイスカウト1日体験入隊

2023年11月5日(日) 9:30～

場所：若山神社

～ 竹でつくろう! 竹とあそぼう! ～

※くわしくはウラ面を見てください

みんな、野原や山で思いっきり遊んだことはありますか?
しぜんの中にはワクワク楽しいことがいっぱい!
わたしたちボーイスカウトは、いつもしぜんの中でいろんなことを
楽しみながら学んでいます。
ぜひ、たくさんのお友だちといっしょに遊びましょう!!

※写真は以前開催した竹あそびの様子です。
当日の内容は、天候・参加者の年齢層などにより変更する場合があります



← 参加申し込みはコチラ!
← たくさんのご参加を
お待ちしております。



ご質問などはコチラ! →
島本第一団のホームページで →
お気軽にお問い合わせください。 →
<http://bs-shima1.sakura.ne.jp/wp/>



そなえよつねに
ボーイスカウト

主催：公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
日本ボーイスカウト 大阪連盟 島本第1団
後援：文部科学省・大阪府教育委員会



ボーイスカウトとあそぼう!

自然体験あそび



いつものしまもとちょうを
ボーイスカウトとあるいてみよう
2024年3月3日(日) 9:30～
集合場所：椎尾神社前
～ おやこハイキング ～

※くわしくはウラ面をご覧ください

みんな、野原や山で思いっきり遊んだことはありますか?
しぜんの中にはワクワク楽しいことがいっぱい!
わたしたちボーイスカウトは、いつもしぜんの中でいろんなことを
楽しみながら学んでいます。
ぜひ、たくさんのお友だちといっしょに遊びましょう!!

※写真はイメージです。

当日の内容は、天候・参加者の年齢層によって変更する場合があります



← 参加申し込みはコチラ!
たくさんのご参加を
お待ちしております。



ご質問などはコチラ! →
島本第一団のホームページで →
お気軽にお問い合わせください。 →



<http://bs-shima1.sakura.ne.jp/wp/>

主催：公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
日本ボーイスカウト大阪連盟 島本第1団
後援：文部科学省・大阪府教育委員会
島本町教育委員会・大山崎町教育委員会



そなえよつねに
ボーイスカウト

椎尾神社
鳥居

集合場所

ボーイスカウトとあそぼう!
自然体験
あそび



山崎ウイスキー館

サントリー
山崎蒸溜所

山崎幼稚園



JR山崎駅

親子ハイキング

日 時：3月3日(日) 9:30~12:30 (受付は9時~)

集合場所：椎尾神社前 (サントリー山崎工場奥)

対 象：年長~小学2年生の入隊・体験を希望される男女児童
(保護者同伴でご参加ください)

活動内容：自然観察をしながらハイキング・ゲーム など

持 ち 物：水筒・タオル・帽子・軍手

※ハイキングの出来る靴・服装でご参加ください

費 用：200円 (傷害保険料 保護者の方にもお願いしています)

定 員：20名 (定員になり次第締め切らせていただきます)

申し込み：「ボーイスカウト日本連盟」のホームページで受付中です
／右側／のQRコードからお申し込みください。

お子様お1人ずつの参加申し込みが必要です

そ の 他：雨天中止

駐車場はありません。徒歩・自転車でお越しください。



参加お申し込みは
こちらから



主 催：公益財団法人 ボーイスカウト 日本連盟
日本ボーイスカウト 大阪連盟 島本第1団
後援：文部科学省・大阪府教育委員会
島本町教育委員会・大山崎町教育委員会



そなえよつねに
ボーイスカウト



ボーイスカウトとあそぼう!

ワクワク

自然体験あそび

<保護者の皆さまへ>

ボーイスカウト運動は、野外を活動の場として青少年の健全育成に取り組む世界的な教育運動です。ボーイスカウト日本連盟では、時代や生活環境の変化により自然体験活動を経験する機会が減少した子どもたちに対し、自然体験活動を推進する事業に取り組んでおります。この事業は、お住いの地域のボーイスカウトにより、子どもたちに自然体験活動の機会を提供するものです。

自然体験活動は、「豊かな人間性」や「自ら学び、自ら考えるなどの生きる力」「仲間と協力する大切さ」を育むと言われています。自然とふれあい、楽しく遊ぶことで、子どもたちの健やかな成長へとつながることを願っております。

ぜひ、この機会にご参加ください。

ボーイスカウト日本連盟 <https://www.scout.or.jp/>

ボーイスカウト1日体験入隊

日 時：11月5日(日) 9:30~12:30 (受付は9時~)

場 所： 若山神社 (島本町広瀬1497)

対 象：年長~小学4年生の入隊体験を希望される男女児童
(保護者同伴でご参加ください)

活動内容：竹こうさく・竹あそび など

持 ち 物：水筒・タオル・帽子・軍手

※ハイキングの出来る靴・服装でご参加ください

費 用：200円 (傷害保険料 保護者の方にもお願いしています)

定 員：20名 (定員になり次第締め切らせていただきます)

申し込み：「ボーイスカウト日本連盟」のホームページで受付中です
／右側／のQRコードからお申し込みください。

お子様お1人ずつの参加申し込みが必要です

そ の 他：雨天中止

駐車場に限りがあるため、徒歩・自転車でお越しください。

参加お申し込みは
こちらから



主催：公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団
後援：文部科学省・大阪府教育委員会



そなえよつねに
ボーイスカウト

様式第1号(第3条関係)

令和6年度補助金交付申請書 2024年 5月 10日 住所 大阪府三島郡島本町山崎3-2-4-711 交付申請者 ガールスカウト大阪府第90団 代表者氏名 団委員長 宮本克美 島本町長 様											
補助金 負担金 助成金				交付申請書							
金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	一		
				7	0	0	0	0			
ただし 令和6年度 島本町社会教育関係団体補助金として											
下記理由書により						補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。			
理由書											
ガールスカウト大阪府第90団の活動の充実及び発展のため											

補助年度事業計画書

ガールスカウト大阪府第90団

代表者氏名 団委員長 宮本克美

(1) 事業の目的

地域に根差した生涯学習活動であるガールスカウトの活動をガールスカウト対象の女兒とその保護者に体験を通して知ってもらう

(2) 事業の名称

おさそいキャンペーン（ガールスカウト体験集会）

(3) 事業費

70,000円

(4) 事業の実施期日

5/26、12/8

(5) 事業の実施場所

5/26 晴天：島本町立人権文化センター多目的広場

雨天：島本町立人権文化センター集会室・料理教室

(6) 事業の概要

5/26 タープテント立て、年代に応じた野外活動を行う

年中～小3年生： ポイントラリー（ソング、ゲーム）フルーツポンチ作り

小4～6年生： かまどで火起こし、飯ごう炊飯

成人： 豚汁作り

12/8 親子で学ぶワークショップ

様式第3号(第3条関係)

令和6年度 収支予算書

	区 分	予算額	明 細	
収入の部	補助金	70,000	町補助金70,000円	
	団活動費	3,000		
	参加費	8,000		
	合計	81,000		
	区 分	予算額	明 細	(内補助金)
支出の部	印刷製本費	12,000	ポスター・チラシ印刷代	(内補助金12,000円)
	通信運搬費	1,000	郵便料	(内補助金1,000円)
	使用料	8,000	会場使用料	(内補助金8,000円)
	消耗品費	4,000	事務用消耗品費	(内補助金4,000円)
	備品購入費	45,000	折りたたみテーブル・給水タンク	(内補助金45,000円)
	その他経費	11,000	食材費	
	合計	81,000		
(差引)		0	(収入) 81,000円－(支出) 81,000円	

令和6年5月10日

島本町長 様

ガールスカウト大阪府第90団
団委員長 宮本克美

島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付要綱

(令和 4 年 1 2 月 2 2 日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町社会教育関係団体（以下「団体」という。）が社会教育活動を推進することを目的に行う事業に対して、島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、島本町補助金交付規則（昭和45年島本町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 団体の特長をもって行う社会教育事業又は団体の活動の周知を図るために行う事業であること。

(2) 広く住民の参加が期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするもの

(2) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に利することとなるもの

(3) その他町長が不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助額及び交付回数)

第4条 補助額は、補助対象経費の実支出額から補助対象事業に係る収入額を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は70,000円のいずれか少ない額とする。

2 同一年度における1団体に係る補助金の交付回数は、1回とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、町長が指定する期限までに、補助金交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 補助年度事業計画書（規則様式第2号）

(2) 当該年度収支予算書（規則様式第3号）

(3) その他事業の内容が分かるもの

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書その他の書類の提出を受けたときは、当該書類について審査を行う。

2 前項の審査は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定に基づき、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行う。

3 町長は、第1項の審査の結果を踏まえ、補助金の交付を決定したときは、当該申請団体に補助金交付決定通知書（規則様式第4号）を交付するものとする。

(事業の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体は、前条第3項の補助金交付決定通知書を交付された後において、やむを得ない理由により、事業の一部を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに、その理由を記載した書面を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金交付の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、町長に補助金交付請求書(規則様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた団体は、その補助対象事業の完了後2か月以内に、補助年度収支状況報告書(規則様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助年度事業実施状況報告書(規則様式第7号)

(2) 補助年度収支決算書(規則様式第8号)

(3) その他事業の内容が分かるもの

2 前項の場合において、交付された補助金を精算する必要がある場合は、補助金精算報告書(規則様式第9号)を町長に提出し、精算しなければならない。

(情報の公開)

第10条 団体から提出された書類等は、島本町情報公開条例(昭和58年島本町条例第24号)第5条第1項各号のいずれかに該当する情報を除き、公開するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費 (1) 報償費 講師謝礼等 (2) 旅費 講師の交通費等 (3) 消耗品費 事務用消耗品費等 (4) 印刷製本費 チラシ及び資料の印刷代等 (5) 光熱水費 補助対象事業の実施に直接必要な光熱水費 (6) 通信運搬費 郵便料等 (7) 委託料 専門的な知識や技術を要する業務委託料等 (8) 使用料 会場の使用料等 (9) 賃借料 機材の賃借料等 (10) 備品購入費 補助対象事業に直接使用する資機材等の購入費 (11) その他町長が必要と認める経費
補助対象外経費	(1) 団体運営のための経常的経費 (2) 団体構成員の慰労又は懇親のための活動に係る経費 (3) 団体構成員に対する人件費及び謝礼 (4) 交際費、慶弔費及び食糧費 (5) 他団体への寄付金、補助金、貸付金 (6) 補助対象事業の実施に係る直接的経費と認められない経費 (7) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費

島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金にかかるQ&A

はじめに

従来、社会教育関係団体への補助金は運営補助として交付されてきました。しかし、運営補助は、補助金の使い道が不明瞭になりやすいという危険性を孕んでいます。各団体の皆様には度々是正を図っていただきましたが、「第六次島本町行財政改革プラン」において「補助金の適正運用に関する指針」が策定され、団体の運営補助に関しては、廃止、または事業補助へ転換の方向が示されました。

これにより、社会教育関係団体への補助金についても、より根拠の明解な事業補助への転換を目的に、この度「島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」）を定めました。

また、より公平な補助制度へ改めることも、今回の制度の見直しの目的の一つとしています。従来は団体の規模等から補助額は一律ではありませんでしたが、事業に対し補助を行っていくため、全団体一律の上限額を定めました。団体によっては、従来の交付額から減額となる場合もありますが、運営の見直しの機会と捉え、一層の創意工夫をお願いいたします。

最後に、社会教育関係団体が活発に活動することで、住民の社会教育・生涯学習活動に参加する機会が充実していくものと考えております。団体活動の周知となり、かつ広く住民の参加が期待できる事業に対する補助となりますので、ご協力をお願いいたします。

交付対象事業・経費について

Q1 補助の対象と認められない事業には、どのようなものがありますか？

A1 要綱第2条第2項のとおり、政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業は対象外です。

また、上記に該当しない場合でも、参加対象が団体の会員のみの場合は、要綱第2条第1項を満たさないものとし、対象となりません。

【対象外事業例】

- ・会員のみが参加する練習・大会・勉強会 等
- ・「〇〇を招待」等、参加者が予め限定的に特定されている事業（但し、「町内小中学生対象」等は可）

【対象事業例】

- ・会員以外の方も参加可能な発表会・講演会 等
- ・会員以外の方に向けて行う体験会 等

Q 2 会員やスタッフのお弁当や飲み物は、補助対象になりますか？

A 2 なりません。要綱第3条別表のとおり、団体構成員やスタッフへの飲食代は全て補助対象外です。ただし、講師へのお茶代等は対象と認められる場合があります。

Q 3 会員（団体構成員）が講演会の講師などを行った場合の謝礼（報償費）は、補助対象になりますか？

A 3 要綱第3条別表のとおり、会員（団体構成員）に対する報償費は、補助対象となりません。会員以外への報償費であれば、補助対象となります。

Q 4 体験会を開催します。参加者の方に作ってもらった作品を持って帰っていただきますが、その材料費は補助対象になりますか？

A 4 なりません。材料や参加賞等の個人に持って帰っていただく物は、原則対象外です。参加費を徴収する等、工夫してください。

Q 5 要綱4条に「補助対象事業に係る収入額」とありますが、具体的にどのようなものでしょうか？

A 5 例えば、参加料・観覧料やパンフレット販売収入等です。ただし、材料費等支出が発生した分を参加者が負担した費用については、収入控除の対象とはみなしません。

Q 6 備品の購入を予定しています。補助対象になりますか？

A 6 なります。ただし、要綱第3条別表のとおり、補助申請した事業で直接使用する場合に限ります。

【例】発表会に使用するオーディオ機器 等

Q 7 申請事業の収入は、寄付します。予算書にはどう記載したらよいのでしょうか？また、その場合も収入控除にあたるのでしょうか？

A 7 寄付額分は、収入・支出いずれにおいても補助対象外経費のため、収入控除にはあたりません。ただし、実績報告時に、寄付を行った際の寄付証明書等を添付してください。

Q 8 申請のタイミングでは、参加者数が確定していないため収入額がわかりません。どうしたらよいのでしょうか？

A 8 申請のタイミングでは、見込額で構いません。

申請について

Q 9 これまでは、計画書や予算書は1か年分の内容で作成していました。これからは、どのように作成したらよいのでしょうか？

A 9 事業補助になるため、申請を受ける事業に関する計画や予算のみを記載してください。

また、実績報告時に対象事業の支出にかかる領収書等を提出いただきます。(※詳細は「事業の実施等について」Q15～ 参照)

Q 10 1か年の間に複数の事業を予定しています。1団体あたり1回の申請とありますが、事業が複数ある場合も、2回以上は申請できないのでしょうか？

A 10 要綱第4条第2項のとおり、2回以上の申請はできません。

Q11 年間を通じて、同じ内容の事業を複数回行います。まとめて1つの事業として申請することができますか？

A11 できます。
ただし、明らかに異なる内容の事業を1つの事業としてみなすことはできません。事業内容は、目的・内容・対象者等から総合的に判断します。

Q12 1団体あたり上限7万円とありますが、7万円未満になる場合もあるのでしょうか？

A12 あります。
補助額は、補助対象事業において実際に支出のあった補助対象経費からその補助対象事業に関する収入額を差し引いた額と7万円を比較して、少ない方を交付いたします（Q5参照）。
1か年の間で、1つの事業としてみなせない、内容の異なる事業を複数行っている場合は、それぞれの事業によって補助対象経費の総額が異なるため、どの事業を交付申請するか等、団体内でよく検討して申請してください。

Q13 申請した金額が全額交付されるのでしょうか？

A13 要綱第6条のとおり審査を行い、事業実施に必要な経費と認められるものについて、補助金が交付されます。そのため、申請金額から減額される場合もあります。

Q14 申請時期は、全団体で決まっているのでしょうか？それとも団体ごとにそれぞれのタイミングで申請できるのでしょうか？

A14 交付の時期は要綱では定めておりません。
しかし、社会教育法第13条の規定により社会教育関係団体の補助金審査は社会教育委員の会議の意見を聴いて行うこととなっているため、交付決定に当たり社会教育委員会会議を開催する必要がありますので、当面は、交付を希望する団体が一斉に申請いただく時期を設ける方向です。
但し、申請・交付にあたって新たに課題が発生した場合等は、申請時期を複数回設ける等の対応を変更する場合があります。

事業の実施等について

Q15 領収書の写しの代わりに、銀行振込書やレシートの写しを添付してもいいですか？

A15 基本的には領収書の写しが必要です。ただし、日付・商品名・単価等が明記されたものの場合は、レシート等の写しでも構いません。
また、やむを得ず銀行振込書のみ添付される場合は、経費の支出先から発行された書類（納品書、請求書等）を添付してください。購入品目の記載がないものは、原則、領収書として認められません。

Q16 事業実施後の日付の領収書は認められますか？

A16 原則として、認められません。消耗品や備品を後払いで購入する場合は、納品書など事業実施前に物品を受け取ったことが証明できる書類を提出してください。

Q17 団体構成員でないボランティアに支払った謝礼の領収書は必要ですか？

A17 必要です。
なお、複数のボランティアの方に支払った場合は、個人に支払ったことが分かる領収書（住所・氏名の記載、個人印の押印が必要）を提出してください。また、複数人分をまとめて作成したものは、領収書として認められません。お一人につき1枚の領収書が必要です。

実績報告について

Q18 交付を受けた事業が終了しました。実績報告はいつまでに提出したらよいですか？

A18 要綱第9条のとおり、事業完了後2か月以内に必要書類を提出してください。ただし、年度終了近くに事業を開催した場合は、できる限りすみやかに提出いただくよう、ご協力お願いいたします。

Q19 年間を通じて複数回事業を開催するため、まとめて1つの事業として申請し、認められました。1つ終了するごとに実績報告を提出しますか？

A19 その都度提出の必要はなく、事業終了後にまとめて実績報告を提出してください。

Q20 参加料を徴収している事業です。申請時の見込みよりも実際の参加者数が増え、申請時の収入見込額より実収入が増えました。申請時の補助額から変更されますか？また、その時はどうしたらよいのでしょうか？

A20 参加者数の増減による収入額の変更は、支出額の変更にも連動する場合があります。個別の事案によりますが、補助額から変更が生じる可能性があります。

取り下げ・変更について

Q21 申請のタイミングでは、事業を開催できるかどうか不明です。開催する場合に備えて申請しておきたいのですが、申請内容はどこまで決めておく必要があるのでしょうか？

A21 あくまでも事業開催を前提に、申請いただくものです。申請時は様式に記載の必要事項を決めたうえで、提出してください。
万が一、申請後に事業を取りやめる場合は、要綱第7条のとおり、直ちにその旨を書面にて届け出てください。

Q22 事業にかかった経費が、交付決定時に認められた経費を超えてしまいました。補助対象として認められますか？

A22 交付決定時に認められた補助対象経費を超える経費については、原則として補助対象となりません。ただし、物品の値上がり等事案によって認められる場合があります。

Q 2 3 開催日や会場の変更はできますか？

A 2 3 できます。要綱第7条のとおり、変更の理由を記載した書面をすみやかに提出してください。
ただし、変更によって新たに、予算書に記載していなかった経費が発生した場合、補助対象外となる場合もあります。

Q 2 4 事業実施日が雨天だった場合は、中止します。その場合は、どこまでの費用が対象になりますか？

A 2 4 事業実施までの準備に係る経費（チラシ印刷等）については、その事業実施のために必要な準備行為であり、補助対象になると考えています。
ただし、個別・具体的な内容は、事業終了後における実績報告時に判断することとなります。

